富田林市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の教育活動について

平素は、本市教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の、本市立学校園における教育活動に つきまして、国や府の通知をふまえ、以下の通りといたしますので、ご理解とご協力の程、よろし くお願いいたします。

記

- 1. 5類移行後の主な内容
 - ・濃厚接触者の特定は行われません。
 - ・出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとなります。
 - ・学級閉鎖や臨時休業等を実施する基準は、り患者(新型コロナウイルス感染症や類似症状による者)の欠席率が約 I5%となった場合となります。
- 2. 平時における対応について
 - ・毎日の「体温チェック」等の提出は不要です。
 - ・幼児児童生徒の健康状態を継続的に把握いただき、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が ある場合には、無理をせず、自宅で休養するようご対応をお願いいたします。
- 3. 感染流行時における対応について
 - ・感染状況によって、大阪府教育庁から別途注意喚起等が行われた場合は、各校園の状況に応じて、一時的に次のような感染症対策を講じることがあります。
 - ・教職員がマスクを着用する、または、児童生徒にマスクの着用を促すこと (この場合も、 着用を強いることはいたしません)
 - ・「感染リスクが比較的高い活動」等を実施する際に、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離 を確保すること
- 4. 小中学校における学びの保障について
 - ・小中学校では、感染が判明した場合だけではなく、学校に登校しづらい場合でも、ICTの活用等により学習の機会を確保できるよう準備しております。具体的な内容や方法等、詳細は、 各校までお問い合わせください。

お問い合わせ先 富田林市教育委員会 教育指導室 0721-25-1000 (内線 361・356)